

淀川管内水害に強い 地域づくり協議会について



水防災意識社会
再構築ビジョン

淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■ 淀川管内水害に強い地域づくり協議会の活動内容

淀川管内水害に強い地域づくり協議会は、平成16年度に京都府域、平成20年度に大阪府域を立ち上げ、河川管理者と自治体が連携を図り、**危機管理体制の構築・強化**、**住民の適切な避難の実現**に向け、様々な取組を推進してきました。

水害に強い地域づくり協議会 とは

水害に強い地域づくり協議会とは、いかなる洪水災害が発生した場合においても被害の最小化を目指すために、河川管理者と自治体が連携を図り、危機管理体制の構築・強化を目的として設置した協議会である。

河川管理者、自治体、住民等が連携のもと、以下の観点から危機管理施策を検討して実施

- ①自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- ②みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)
- ③地域で守る(まちづくり、地域整備)

淀川水系河川整備計画

「4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.3治水・防災」

いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置する。

(出典:「淀川水系河川整備計画」平成21年3月31日策定より抜粋)

淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動 (1/2)

平成27年9月の関東・東北豪雨災害を受け、従来からのハード対策に加えて、「**水防災意識社会**」を再構築することで社会全体で洪水氾濫に備える必要性が示されました。

「水防災意識社会」の再構築 ー背景・経緯ー

近畿地方整備局

■以前（水害が日常化していた時代）

施設の能力が低く水害の発生頻度が増大

→ **社会の意識**：水害を「我がこと」として捉え、自ら対処しようとする意識

■近年（近代的河川改修が進む）

近代的河川改修が進み、水害の発生頻度が減少

→ **社会の意識**：「水害は施設整備によって発生を防止するもの」という意識 に変化

◇平成27年9月関東・東北豪雨災害 発生

・鬼怒川において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生。

・避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生。

淀川管内では、これまでの水防団による水防活動や河川整備におけるハード対策の実施により、幸いにも近年、大規模洪水被害は発生していないが、今後、**気候変動**により、今回の鬼怒川のような**施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まる**ことが予想される。

従来からの「洪水を河川内で安全に流す」ためのハード対策に加えて、

社会の意識（：河川管理者を筆頭とした行政や住民等の各主体の意識）を、

「**施設の能力には限界があり、ハード対策だけでは防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの**」へ変革し、**社会全体で洪水氾濫に備える必要がある**。

淀川管内水害に強い地域づくり協議会について

■水防災意識社会再構築ビジョンに基づく活動 (2/2)

- 淀川管内水害に強い地域づくり協議会では、水防災意識社会再構築ビジョンに基づいて、淀川水系において概ね5年で実施する取組内容を定め、**減災に係る「取組方針」**を平成28年8月に策定しました。
- 近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「**逃げ遅れゼロ**」と「**社会経済被害の最小化**」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「**水防法等の一部を改正する法律**」(以下「改正法」という)が平成29年6月19日に施行されました。
- 令和2年度までの5年間の取組の現状と新たな課題を踏まえて、令和3年度以降の5年間を目標とした**取組方針の改訂**を令和3年7月に行いました。



宇治川・木津川・桂川の減災に係る取組方針

法案の概要

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

○ 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。

○ 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

○ 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

○ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

○ 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

○ 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

○ 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連携体制を時系列で整理した行動指針。

水害協の位置づけ

- 改正法においては、多様な主体が連携した洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、**大規模氾濫減災協議会制度が創設**されました。
- 淀川水害協を、**この大規模氾濫減災協議会に位置づけ**、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行います。